

省 令

○総務省令第七十九号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十一条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月五日

総務大臣 山本 早苗

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年总理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」の次に「医療研究開発推進事業費補助金」を加え、「情報通信基盤整備推境整備推進交付金」の次に「情報通信利用環境整備推進交付金」を加え、「防災情報通信設備整備事業費補助金」を加え、「主要国首脳会議開催消防・救急体制整備費補助金」を加える。

附 則
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十八年度に取得した財産からこれを適用する。

○厚生労働省令第三百三十八条
雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号及び第一項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令号）の一部を次のように改正する。
附則第十五条の四第五項中「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 被災関係事業主が行う平成二十八年熊本地震に際し福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県の区域内に所在する事

業所における第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「百日」とあるのは「三百日」とする。

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、平成二十八年四月十四日以降に開始した同令第二百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。

告 示

○内閣府告示第一百三十一号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年政令第一百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府所管の補助金等の交付に関する事務の一一部を都道府県の知事が行う」といなったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月五日
内閣総理大臣 安倍 録
都道府県の知事は、内閣府本府所管の補助金等のうち、地方創生推進交付金（当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）に交付するものに限る。）について、次に掲げる事務を行つ。

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定に基づく補助金等の交付申請書の受理

（1）変更前
氏名 カリ・ラフマット (QARI RAHMAT)
別名 カリ・ラフマット (Kari Rahmat)
称号 不明
国籍 不明
住所 (a)Kamkai Village, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan
名簿に記載された年月日 2014年8月21日
その他の参考となるべき事項 少なくとも2010年2月以来タリバーン司令官。タリバーンを代表して税金や賄賂を収集。アフガニスタンのNangarhar Provinceにいるタリバーン工作員と連絡を取り、情報、指団、住居及び武器を提供し、簡易爆発物（IED）の設置や、国際治安支援部隊（ISAF）及びアフガン部隊に対する攻撃指揮を行つてゐる。

（2）変更後
氏名 ラフマトゥッラー・シャー・ナワズ (RAHMATULLAH SHAH NAWAZ)
別名 (a)カリ・ラフマット (Qari Rahmat) (b)カリ・ラフマット (Kari Rahmat)
称号 アル・ハッジ
国籍 アフガニスタン
住所 (a)Kamkai Village, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan (b)Kamkai Village, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan (c)Surkhel village, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan (d)Batan village, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan

その他の参考となるべき事項 身体的描写：茶色の目、黒色の髪の毛、体重は77~81kg、身長は178cm、あごひげの長さは短いの中程度で、黒色の短髪。Shinwari部族のSepahi支部族に属する。少なくとも2010年2月以来タリバーン司令官。2015年4月時点で、タリバーンを代表して税金や賄賂を収集。アフガニスタンのNangarhar Provinceにいるタリバーン工作員と連絡を取り、情報、指団、住居及び武器を提供し、簡易爆発物（IED）の設置や、国際治安支援部隊（ISAF）及びアフガン部隊に対する攻撃指揮を行つてゐる。麻薬の密輸やアフガニスタンのNangarhar Province, Achin District, Abudukhel village所在のヘロイン製造所の活動に関与。

五 法律第七条第二項の規定に基づく補助金等の全部又は一部に相当する金額の納付命令の規定に基づく実績報告の受付

六 法第八条の規定に基づく補助金等の交付の決定の通知

七 法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付申請の取下げの受付

八 法第十二条の規定に基づく補助事業等遂行状況報告の受付

九 法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行命令

十 法第十三条第二項の規定に基づく報告等の遂行の一時停止命令

十一 法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知

十二 法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知

十三 法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令

十四 法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令

十五 法第二十三条第一項の規定に基づく報告等の徴収及び立入検査等

六 法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付申請の取下げの受付

七 法第十二条の規定に基づく補助事業等遂行状況報告の受付

八 法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令

九 法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令

十 法第二十三条第一項の規定に基づく報告等の徴収及び立入検査等

十一 法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく実績報告の受付

十二 法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知

十三 法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令

十四 法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令

十五 法第二十三条第一項の規定に基づく報告等の徴収及び立入検査等

2 名簿記載者公告番号 Q 1-63 (ジャメル・ムストファ) (DJAMEL MOUSTFA))
(1) 変更前 別名 (a)アリ・バルカニ (Ali Barkani) (1973年 8月22日にモロッコにて出生) (b)カラド・ベルカサム (Kalad Belkasam) (1979年12月31日にH生) (c)モスタファ・ジャメル (Mostafa Djamel) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (d)モスタファ・ジャメル (Mostafa Djamel) (1973年 9月26日にアルジェリア、マツディアにて出生) (e)ムスタファ・ジャメル (Mostafa Djamel) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (f)パルカサム・カラド (Balkasam Kalad) (1973年 8月26日にアルジェリア、マフディにて出生) (g)ベルカサム・カラド (Belkasam Kalad) (1973年 8月26日にアルジェリア、アルジェにて出生)
(1)ダメル・モスタファ (Damel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、アルジェにてH生) (i)ジャマル・モスタファ (Djamal Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (k)ジャマル・モスタファ (Djamal Mostafa) (1982年 6月10日に出生) (l)ジャスル・モスタファ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (m)ジャスル・モスタファ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、アルジェにて出生) (n)フジャメル・ムスタファ (Fjamel Moustfa) (1973年 9月28日にアルジェリア、ティアレットにて出生) (o)ジャメル・ムスタファ (Djamel Mustafa) (1979年12月31日に出生) (p)ジャスル・ムスタファ (Djamel Mustafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (q)ムスタファ (Mustafa)

(2) 変更後 その他参考となるべき事項 父の名前はDjelali Moustfa。母の名前はKadeja Mansore。イスマイル・アブダラーサン・シャラビ (Q 1-62)、モハメド・ガッサン・アリ・アブ・ダヒース (Q 1-60) 及びアシュラフ・アル・ダグマ (Q 1-61) と関係がある。2007年9月、ドイツよりアルジェリアに強制送還された。安全保障理事会決議1822 (2008年) に基づく見直しは2009年10月19日に終了した。

(2) 変更後 別名 (a)カラド・ベルカサム (Kalad Belkasam) (1979年12月31日に出生) (b)モスタファ・ジャメル (Mostafa Djamel) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (c)モスタファ・ジャメル (Mostafa Djamel) (1973年 9月26日にアルジェリア、マフディにて出生) (d)ムスタファ・ジャメル (Mostafa Djamel) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (e)ベルカサム・カラド (Balkasam Kalad) (1973年 8月26日にアルジェリア、マスカラにて出生) (f)ベルカサム・カラド (Belkasam Kalad) (1973年 8月26日にアルジェリア、アルジェにて出生) (g)ベルカサム・カラド (Balkasam Kalad) (1973年 8月26日にアルジェリア、アルジェにて出生) (h)ダメル・モスタファ (Damel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (i)ジャマル・モスタファ (Djamal Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (j)ジャスル・モスタファ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (k)ジャスル・モスタファ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (l)カラド・ベルカサム・カラド (Balkasam Kalad) (1973年 8月26日にアルジェリア、アルジェにて出生) (m)ジャスル・モスタファ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (n)フジャメル・ムスタファ (Fjamel Moustfa) (1973年 9月28日にアルジェリア、ティアレットにて出生) (o)ジャメル・ムスタファ (Djamel Mustafa) (1979年12月31日に出生) (p)ジャスル・ムスタファ (Djamel Mustafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (q)ムスタファ (Mustafa)

その他参考となるべき事項 イスラミック・ジャード・ユニオン (IJU)、別称イスラミック・ジャード・グループ (QE-50) と関係がある。ダニエル・マルティン・シュナイダー (Q 1-143) 及びアデム・ユルマズ (Q 1-144) と関係がある。2010年6月時点でドイツにおいて拘留されている。ドイツ連邦IDカード : 7020783883 (Ulm, Germany) にて発行、2008年6月10日失効)。

2 名簿記載者公告番号 Q 1-63 (ジャメル・ムストファ) (DJAMEL MOUSTFA))
(1) 変更前 別名 (a)アリ・バルカニ (Ali Barkani) (1973年 8月22日にモロッコにて出生) (b)カラド・ベルカサム (Kalad Belkasam) (1979年12月31日にH生) (c)モスタファ・ジャメル (Mostafa Djamel) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (d)モスタファ・ジャメル (Mostafa Djamel) (1973年 9月26日にアルジェリア、マスカラにて出生) (e)ムスタファ・ジャメル (Mostafa Djamel) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (f)パルカサム・カラド (Balkasam Kalad) (1973年 8月26日にアルジェリア、アルジェにて出生) (g)ベルカサム・カラド (Belkasam Kalad) (1973年 8月26日にアルジェリア、アルジェにて出生) (h)ダメル・モスタファ (Damel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、アルジェにてH生) (i)ジャマル・モスタファ (Djamal Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (k)ジャマル・モスタファ (Djamal Mostafa) (1982年 6月10日に出生) (l)ジャスル・モスタファ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (m)ジャスル・モスタファ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、アルジェにて出生) (n)フジャメル・ムスタファ (Fjamel Moustfa) (1973年 9月28日にアルジェリア、ティアレットにて出生) (o)ジャメル・ムスタファ (Djamel Mustafa) (1979年12月31日に出生) (p)ジャスル・ムスタファ (Djamel Mustafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (q)ムスタファ (Mustafa)

(2) 変更後 住所 (a)ドイツにおいて投獄されている (2007年 9月以降) (b)Böfingen Weg 20, Ulm, 89075, Germany (以前の住所)

その他の参考となるべき事項 イスラミック・ジャード・ユニオン (IJU)、別称イスラミック・ジャード・グループ (QE-50) と関係がある。ダニエル・マルティン・シュナイダー (Q 1-143) 及びアデム・ユルマズ (Q 1-144) と関係がある。2010年6月時点でドイツにおいて拘留されている。ドイツ連邦IDカード : 7020783883 (Ulm, Germany) にて発行、2008年6月10日失効)。

(2) 変更後 その他参考となるべき事項 イスラミック・ジャード・ユニオン (IJU)、別称イスラミック・ジャード・グループ (QE-50) と関係がある。フリッツ・マルティン・ゲロヴィッチ (Q 1-142) 及びダニエル・マルティン・シュナイダー (Q 1-143) と関係がある。2010年6月時点でドイツにおいて拘留されている。

4 名簿記載者公告番号 Q 1-144 (アデム・ユルマズ (ADEM YILMAZ))
(1) 変更前

その他参考となるべき事項 イスラミック・ジャード・ユニオン (IJU)、別称イスラミック・ジャード・グループ (QE-50) と関係がある。フリッツ・マルティン・ゲロヴィッチ (Q 1-142) 及びダニエル・マルティン・シュナイダー (Q 1-143) と関係がある。2010年6月時点でドイツにおいて拘留されている。

(2) 変更後 その他参考となるべき事項 イスラミック・ジャード・ユニオン (IJU)、別称イスラミック・ジャード・グループ (QE-50) と関係がある。フリッツ・マルティン・ゲロヴィッチ (Q 1-142) 及びダニエル・マルティン・シュナイダー (Q 1-143) と関係がある。2010年6月時点でドイツにおいて拘留されている。

○ 国家公安委員会告示第三十九号

次の公誓国際ドロリスヘラ、国際連合安全保障理事会決議第十一百六十七号等による設置された委員会が作成する名簿が、採用されたので、国際連合安全保障理事会決議第十一百六十七号等を踏まへ我が国が実施する領事トロコムルの取扱い規範等に関する領事官等の指針並びに海賊撲滅法(平成二十六年五月一日付)同条第三項における船員を同條第一項の規定に基いてお詫びする。

甲戌二十六年平成二十六年四月一日付
氏名 アシュラフ・アル・ダグマ (ASCHRAF AL-DAGMA)
名簿に記載された年月日 2003年 9月23日 (2008年12月23日、2010年 3月11日及び2011年 6月10日) に改訂)

2 氏名 ダニエル・マルティン・シュナイダー (DANIEL MARTIN SCHNEIDER)
名簿に記載された年月日 2008年10月27日 (2011年12月13日に改訂)
名簿記載者公告番号 Q 1-61
名簿記載者公告番号 Q 1-143

名簿記載者公告番号 Q 1-61
名簿記載者公告番号 Q 1-143
名簿記載者公告番号 Q 1-143

○ 警林水産省告示第十九号

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号) 第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域の指定を平成二十九年四月一日付から次のとおり一部解除するものとする。
同條第一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年八月五日

農林水産大臣 山本 早苗
国土交通大臣 石井 啓一
総務大臣 山本 有二
農林水産大臣 山本 有二
国土交通大臣 石井 啓一

3 其他参考となるべき事項 父の名前はDjelali Moustfa。母の名前はKadeja Mansore。
基づく見直しは2009年10月19日に終了した。

3 名簿記載者公告番号 Q 1-142 (フリッツ・マルティン・ゲロヴィッチ (FRITZ MARTIN GELOWICZ))
(1) 変更前 住所 (a)ドイツにおいて投獄されている (2007年 9月以降) (b)Böfingen Weg 20, 89075, Ulm, Germany (以前の住所)

地 域 名	県 名	指 定 解 除 地 域	備 考
日 生 諸 島	國 県	備前市鹿久居島、頭島(田 田生町)	昭和三十六年九月二十七日總理府告示第 一十五号をもつて公示した日生諸島の一部を解除する。